

河川整備基本方針
〈河川法第16条〉

長期的な河川整備の最終目標

○ 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

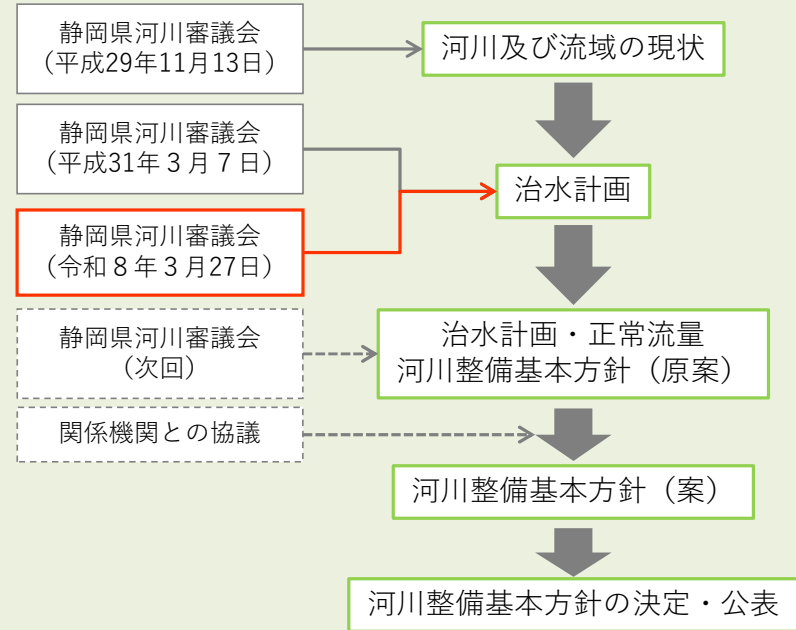
〈河川法施行令第10条〉

- 【治水】洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項
過去の主要な洪水、高潮等及びこれらによる災害の発生状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること
- 【利水】河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること
- 【環境】河川環境の整備と保全に関する事項
流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること

○ 河川の整備の基本となるべき事項

〈河川法施行令第10条の2〉

- 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- 主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅
- 主要な地点の流水の正常な機能を維持するための必要な流量



河川整備計画
〈河川法第16条の2〉

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容（計画期間20年～30年）

○ 河川整備計画の目標に関する事項

〈河川法施行令第10条の3〉

○ 河川の整備の実施に関する事項

〈河川法施行令第10条の3〉

- 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

